

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年七月一日

広島県人事委員会

委員長 加 藤

誠

広島県人事委員会規則第二十六号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年広島県人事委員会規則第三号

）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第三（第六条関係） 一 株式会社サンフレッチェ広島 二 株式会社ひろしまイノベーション推進機構 三 株式会社ひろしま港湾管理センター 四 株式会社広島テクノプラザ 五 株式会社水みらい広島 六 福山リサイクル発電株式会社	別表第三（第六条関係） 一 株式会社サンフレッチェ広島 二 株式会社ひろしまイノベーション推進機構 三 株式会社ひろしま港湾管理センター 四 株式会社広島テクノプラザ 五 株式会社水みらい広島 六 広島空港ビルディング株式会社 七 福山リサイクル発電株式会社

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。